

行政経営会議 事案書

開催日：令和 7 年 7 月 2 5 日（金）
担当課：環境共生部 施設課、資源循環推進課

件 名：大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例の一部改正について

提出理由：一般廃棄物処理手数料を改定するにあたり、その内容について了承を得るため

内 容：

1. 背景

- ・国は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃掃法」という。）第 5 条の 2 に基づき定めた基本方針において、市町村の役割として、一般廃棄物の排出抑制や、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革等を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の更なる推進を図るべきであるとしている。
- ・本市においては、平成 15 年 11 月に環境管理センターへ直接搬入する家庭系廃棄物手数料を有料化し、あわせて事業系一般廃棄物を排出する際に使用する収集袋（以下、「事業系指定収集袋」という。）を県内の市に先駆けて導入した。また、平成 18 年 7 月からは家庭系廃棄物指定収集袋を導入し戸別収集とするなどして、ごみの減量化、資源化を推進してきた。
- ・環境管理センターは、平成 6 年から稼働し、既に 30 年が経過しており、老朽化に伴う維持管理費の増加に加えて、昨今の人件費や燃料費などの高騰により、ごみ処理にかかる費用は増加している。

2. 改正に向けての考え方

- ・大和市一般廃棄物処理基本計画では、一般廃棄物の処理に関する手数料の額について、定期的に、適正な額であるかどうかを検証することとしている。
- ・現在のごみ処理に係る経費から算定する手数料と、現行の手数料には乖離が生じているため、受益者負担の適正化を図る必要がある。
- ・事業系指定収集袋は、制度開始から 20 年が経過し、県内市の事業系指定収集袋の実施状況や袋の製造費・販売量など総合的に判断して廃止する。

3. 改正内容

- (1)本市の処理施設へ事業系一般廃棄物と家庭系廃棄物を直接搬入するときの手数料（以下「直接搬入手数料」という。）※1

重量	現行	改定案
10 kg までごと	200 円	350 円※2

※1 市長が別に定めた場合の産業廃棄物を含む。

※2 事業系一般廃棄物と家庭系廃棄物については、激変緩和措置として、令和 10 年 3 月 31 日まで 300 円とする。

(2) 事業系指定収集袋

- ・令和 8 年 6 月末日で収集袋の販売を終了し、令和 8 年 7 月 1 日から廃止する。なお、袋の使用は、令和 9 年 9 月末日まで可能とする。

(3) 事業系一般廃棄物を本市が収集するときの手数料（以下「収集手数料」という。）

重量	現行	改定案
10 kg までごと	360 円	580 円

4. 条例施行日等

- ・改正内容の市民周知を図るとともに、各種準備作業を考慮し、次のとおりとする。

改正内容	施行日等
直接搬入手数料の改定	令和 8 年 7 月 1 日
収集手数料の改定	
事業系指定収集袋の廃止	
事業系指定収集袋による収集終了日	令和 9 年 9 月 30 日

経 過

- S47. 4 事業系一般廃棄物の有料化
H15. 11 家庭系廃棄物直接搬入の有料化
事業系指定収集袋の導入
H18. 7 家庭系廃棄物指定収集袋の導入

今後の予定

- R7. 8 環境審議会に諮問
R7. 9 意見公募手続
R7. 12 議案提出
R8. 7 直接搬入手数料及び収集手数料の改定
事業系指定収集袋の廃止
R9. 9 事業系指定収集袋による収集終了
R10. 3 直接搬入手数料の激変緩和措置終了